**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百八十八号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
国土交通省令第一号）第十九
環境省
条第十三項の規定に基づき、日立建機株式会社から、承認事業者の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十月十三日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

1．変更する承認事業者の名称
新
日立建機株式会社
旧
TCM株式会社

2．変更する承認事業者の住所
新
東京都文京区後楽二丁目５番１号
旧
東京都港区西新橋一丁目15番５号

3．変更年月日
平成22年４月１日

4．該当する承認を受けた特定特殊自動車
承認番号がNS－57及びNS－58の特定特殊自動車に限る。

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百八十九号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
国土交通省令第一号）第十九
環境省
条第十三項の規定に基づき、TCM株式会社から、承認事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十月十三日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

1．変更する承認事業者の住所
新
大阪府大阪市西区京町堀一丁目15番10号
旧
東京都港区西新橋一丁目15番５号

2．変更年月日
平成22年５月10日

**○経済産業省
国土交通省
環境省告示第百九十号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
国土交通省令第一号）第十九
環境省
条第十一項の規定により、平成二十二年九月二十九日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十二年十月十三日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－39	フィンテック542	サンドビックマイニングアンドコンストラクションジャパン株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番地12
NS－40	フィンテック640	〃	〃

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百九十一号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
国土交通省令第一号）第十九
環境省
条第十一項の規定により、平成二十二年九月二十九日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十二年十月十三日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－235	NAGURA N LA70002	株式会社名倉製作所	東京都中央区日本橋箱崎町27番２号
NS－235－2	HANTA NR 200W	〃	〃

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百九十二号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
国土交通省令第一号）第十九
環境省
条第十一項の規定により、平成二十二年九月二十九日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十二年十月十三日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－299	カワサキ KJ8 C	カワサキ機工株式会社	静岡県掛川市伊達方滑川810－1

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百九十三号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
国土交通省令第一号）第十九
環境省
条第十一項の規定により、平成二十二年九月二十九日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十二年十月十三日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS－507	IHI建機 IC 45－2	IHI建機株式会社	神奈川県横浜市金沢区昭和町3174